

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第22条第3項の規定に基づき、令和5年12月20日付け京都市達都住政第26号、第27号により以下のとおり命令しましたので、法第22条第13項及び京都市空家等の活用、適正管理等に関する条例第15条第3項の規定に基づき、公示します。

令和5年12月20日

京都市長 門川 大作

1 命令を受けた者の氏名及び住所

- ・夜野 泰子

京都市山科区西野櫃川町54番地 グランビュー櫃川208

- ・飯田 由起子

京都市山科区西野櫃川町54番地 グランビュー櫃川 208

2 当該特定空家等の所在地

京都市山科区東野竹田1番115

3 管理不全状態の内容

当該特定空家等の部分は、法第2条第2項に規定する「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」及び「周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」である空家等の部分であり、なおかつ、屋根の崩落など、劣化が著しく進行しており、倒壊や強風による建築部材の飛散などにより、通行人へ危害を及ぼすおそれが特に高い状態である。

4 命令の内容

(1) 措置の内容

- ・当該特定空家等の部分の「屋根」の修繕
- ・立木の伐採

(2) 措置の期限

令和6年2月21日

(都市計画局住宅室住宅政策課)